令和８年度 大空町認定こども園利用申込みのご案内

　令和８年４月１日から町内の認定こども園を利用するには、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じて、町から教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には３つの認定区分があり、要件等を審査し認定後、町から「支給認定証」を交付します。

　なお、毎年状況を把握する必要があることから、継続利用の場合も提出していただき確認を行います。

●保育の必要性の認定区分（大空町内施設）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **認定区分** | **対象年齢** | **保育の必要性** | **利用施設** |
| １号認定 | 満３歳以上の  小学校就学前子ども | なし | 認定こども園めまんべつ  認定こども園ひがしもこと |
| ２号認定 | あり |
| ３号認定 | 満３歳未満  （満6か月以上の乳児） |

**１．利用資格**

　◇１号認定（教育標準時間認定・13時降園）の場合…事由不問

　◇２号・３号認定（保育認定・16時または18時半降園）の場合…保育を必要とする事由

**（保護者のいずれもが、下表の事由の何れかに該当しているため、保育ができない場合）**

|  |  |
| --- | --- |
| **保育を必要とする事由** | **状　　　　　　　　況** |
| 就労 | １カ月あたり４８時間以上の労働に従事していることが常態であること |
| 妊娠・出産 | 母親が妊娠中であるか、または出産後間がないこと |
| 疾病・障害 | 肉体的または精神的に疾病やけが・障がいを有していること |
| 介護等 | 同居又は長期入院している親族を常時介護・看護していること |
| 災害復旧 | 震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること |
| 求職活動 | 求職活動中の場合 |
| 就学 | 学校・専修学校等・各種学校に在学中であること |
| 虐待やDV | 虐待やDVのおそれがあると認められること |

※各種要件を満たしている場合であっても、利用申込の状況により調整を行い、希望する施設の利用ができない場合があります。調整は、保育の必要性の程度及び家庭等の状況を総合的に審査し、必要性が高いと判断された子どもが優先的に利用できるように行うものです。

　【保育の必要性の基準（目安）】

高い

低い

優先度

・両親ともに不在

・ひとり親世帯

・同居・別居の親族

　で保育可能の方がいる

・フルタイム就労

・パートタイム就労で常態的に働いている

・就労内定

・求職中である

・入院・入院に相当する自宅療養（常時床に臥している）

・妊娠中・産後間もない

・通院（期間・重軽による）

＜世帯の状況＞

＜保護者等の就労状況＞

＜保護者等の心身の状況＞

**２．保育の必要量・利用時間**

教育・保育給付認定において、保育の必要性が認定された場合は、あわせて「保育の必要量」の認定がされます。保育の必要量とは、保育を利用できる時間のことで、保護者の就労時間や保育を必要とする事由に応じて利用できる時間が異なります。

|  |  |
| --- | --- |
| 保育標準時間  （７時半～１８時半） | １日**最大１１時間**の中で保育を必要とする時間  （事由）月１２０時間以上の就労など |
| 保育短時間  （８時～１６時） | １日**最大８時間**の中で保育を必要とする時間  （事由）月１２０時間未満の就労等、求職活動など |

**３．入所までの手続き**

**（１）４月から利用の場合**

**1号認定の場合（１３時までの利用）**

１０月～

１１月末まで

１２月頃

１月頃

１月～２月頃

○保護者に代わって、認定こども園が町へ認定の申請を行います。

○要件等を確認し認定こども園を通じて認定証の交付を行います。

○認定こども園と保護者が利用の契約をします。

○日程等は別途ご案内します。

利用申込み

○申込受付期間内に必要書類を利用希望の認定こども園へ提出してください。

○入園の可否を認定こども園からお知らせします。

（定員超過の場合は、選考があります。）

入園内定

教育・保育

給付認定

利用の契約

入園説明会

**2号・3号認定の場合（16時または18時半までの利用）**

○申込受付期間内に必要書類を役場窓口へ提出してください。

1０月末まで

利用申込み

入園説明会

利用の契約

結果の通知

利用調整

教育・保育

給付認定

○「保育の必要性」を審査し、認定を行います。

１１月頃

○認定こども園と利用の調整を行います。

入園希望者が定員を超過している場合は、保育の必要性が高いと判断された方から利用施設を決定します。

１２月上旬頃

○認定証を交付し、利用調整の結果を郵送でお知らせします。

１２月頃

○認定証を持参し、認定こども園と保護者が利用の契約をします。

１月～２月頃

○日程は別途ご案内します。

**（２）年度途中からの利用の場合**

申し込みは、随時受け付けています。利用希望日の２か月前より申し込みが可能です。利用を希望する場合は、提出先までお問い合わせください。

※お問い合わせ時点での利用状況により、希望する保育施設を利用できない場合もあります。

**（３）提出先**

|  |  |
| --- | --- |
| 1号認定  **13時までの利用** | 希望の認定こども園  （認定こども園めまんべつ、認定こども園ひがしもこと） |
| 2号・3号認定  **16時または**  **18時半までの利用** | 大空町役場　　　福祉課福祉グループ　　（0152-77-8083）  東藻琴総合支所　住民福祉課福祉グループ（0152-67-7113） |

**４．申請及び利用申込に必要なもの**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **対象者** | | **必要書類** |
| 申込者全員 | | ・保育の必要性の認定申請書兼現況届 |
| 保育を必要とする事由 | 就労 | ・就労証明書  ・就労状況申立書（自営業・内職の方のみ必要） |
| 妊娠・出産 | ・母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が確認できるページ） |
| 疾病・障害 | ・診断書や障害者手帳などの写し |
| 介護等 | ・診断書や介護保険証の写し |
| 災害復旧 | ・申立書や状況が確認できる書類 |
| 求職活動 | ・申立書や状況が確認できる書類 |
| 就学 | ・在学証明書や職業訓練を受けることを証明する書類 |
| その他 | ・申立書や保育が必要となる状況が確認できる書類 |

※兄弟姉妹など同時申込の場合は、保育を必要とする事由の必要書類は、“保護者それぞれ１枚ずつ”提出してください。

※その他、認定に必要な書類の提出を求める場合があります。

**５．保育料**

　令和８年度の保育料は、市町村民税所得割課税額をもとに、年２回に分けて保育料等を

決定します。

　〇１回目：４月～８月分保育料

　　　　令和７年度の課税額により算定し、令和８年４月上旬ごろに決定

　〇２回目：９月～３月分保育料

　　　　令和８年度の課税額により算定し、令和８年８月下旬ごろに決定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **階層区分** | **３歳未満児** | | **３歳以上児** |
| **保育標準時間** | **保育短時間** |
| 生活保護世帯 | ０円 | ０円 | ０円 |
| 市町村民税非課税世帯 | ０円 | ０円 |
| 市町村民税所得割課税世帯 | 13,500円 | 9,000円 |

　　※３歳未満児は、２子目以降無料です。

　　※ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯・準要保護世帯）の　一部の世帯は、１子目半額となる場合があります。

　　※月途中の入退所の場合は、日割りとなります。

**６．町内の認定こども園**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大空町認定こども園めまんべつ | | | |
| 区分 | １号認定 | ２号・３号認定 | |
| 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 開園時間 | 8：00～13：00 | 7：30～18：30  ※8：00～17：00（土曜日のみ） | 8：00～16：00 |
| 開園日 | 月曜日～金曜日  （祝日等を除く） | 月曜日～土曜日（祝日等を除く） | |
| 休園日 | 日曜日・開園記念日・祝日・年末年始・園で指定した日 | | |
| ・土曜日  ・夏季休業日  ・冬季休業日  ・春季休業日 |  | |
| 住所 | 大空町女満別中央３４１番地の１ | | |
| 電話番号 | 0152-77-3371 | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大空町認定こども園ひがしもこと | | | |
| 区分 | １号認定 | ２号・３号認定 | |
| 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 開園時間 | 8：00～13：00 | 7：30～18：30  ※8：00～17：00（土曜日のみ） | 8：00～16：00 |
| 開園日 | 月曜日～金曜日  （祝日等を除く） | 月曜日～土曜日（祝日等を除く） | |
| 休園日 | 日曜日・開園記念日・祝日・年末年始・園で指定した日 | | |
| ・土曜日  ・夏季休業日  ・冬季休業日  ・春季休業日 |  | |
| 住所 | 大空町東藻琴３８９番地の５４ | | |
| 電話番号 | 0152-67-6301 | | |



**７．問い合わせ等**

　ご不明な点等は、下記までお問合せください。

大空町役場 福祉課福祉グループ （0152-77-8083）

東藻琴総合支所　住民福祉課福祉グループ（0152-67-7113）